

(写)

令和5年2月22日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 森 貴志

山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング
に関する対話について

本県はこれまで静岡県地質構造・水資源専門部会（以下、「専門部会」という。）において「高速長尺先進ボーリング（以下、「ボーリング」という。）によって、県境付近で静岡県の地下水が流出する可能性」「県境に破砕帯が連続している可能性」への懸念について、繰り返し説明してきました。

令和5年1月31日には「山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング計画について」を発出し、「本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき設定し、示すこと」などを要請し、また「その区間設定が妥当であると、本県において確認できれば、その区間を削孔することは問題ない」と本県の考えを明確に伝えたところです。

さらにその後、この1月31日付け文書に基づき、貴社と本県の調整をしていた国土交通省を通じて、県境から山梨県側の断層及び脆い区間（以下、「山梨県内断層」という。）が静岡県内の県境付近の断層帯と繋がっていること（専門部会に貴社が提出した別図等参照）で、静岡県内の地下水が流出してしまう懸念やリスク管理の観点から、想定外の場合の緊急報告や、その際の対応を事前に明確にする必要性をお伝えしてきました。

しかし、貴社から受領した令和5年2月20日付「山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング計画について（ご回答）（以下、「貴社回答文書」という。）」は、本県の懸念や要請に対する回答として、十分であるとは到底言えるものではありません。

こうした状況の中で、2月21日からボーリングを開始することを一方的に通告することは、国土交通省が設置したリニア中央新幹線静岡工区有識者会議が「大井川水資源問題に関する中間報告」で、貴社に「静岡県や流域市町等の地域の方々との双方向のコミュニケーションを十分に行う

など、トンネル工事に伴う水資源利用に関しての地域の不安や懸念が払拭されるよう、真摯な対応を継続すべき」とした指導に沿うものではありません。極めて遺憾であります。

また、第11回専門部会資料2、28ページ「6) 調査状況の報告」において、「調査の着手時に報告を開始します」とされていますが、今回、着手時の報告など、当方から貴社に問い合わせたことにより、初めて事実が判明したところです。このことから、調査状況の報告が、貴社が説明資料により公式に約束したとおり実行されていないことは明らかであります。

これらのことから、貴社が「環境影響評価は、事業者が、事前に環境保全措置の検討を行い、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための手続き」であることを理解していないものと受け止めています。

貴社回答文書において「当該区間に近づくまでに対話を進めてまいります。」「その区間に到達するまでに、貴県のご意見も伺いながら対話を進め、必要な対応をしてまいります。」とあります。しかし、貴社の今回の対応状況に鑑み、さらに、ボーリングが高速であり、貴社が一方的に設定する県境まで250mあるいは県境まで100mの地点までに対話する時間の余裕が少ないことを踏まえると、本県としてはリスク管理の観点から、速やかに対話を尽くし、対応（想定外の事態への対処方針や対応方法を含む）を明確にしておく必要があると考えております。

については、山梨県側から県境付近に向けて実施している高速長尺先進ボーリングについて、現行の削孔計画を再考するとともに、下記の点についての対話を、速やかに開始するよう、要請します。

記

- 1 本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき決定し、示すこと。
 - 貴社は、慎重な調査を実施する目安として設定する「県境から約100m」について、その理由として、地質縦断図の結果及び青函トンネルの事例を挙げていますが、下記の問題点があります。
 - ・ 地質縦断図の結果からの説明は、山梨県内の断層が静岡県内の県境付近の断層と繋がっていることへの懸念が考慮されていません。なお、地質縦断図はあくまで想定図であり、確定的に取り扱うべきではないと考えます。

- 山梨県内の断層帯をボーリングで通過することについて、南アルプストンネル山梨工区の広河原斜坑での湧水量実績をもって「静岡県内の地下水が大量に山梨県内に流出することは想定しがたい」と説明していますが、このことも、山梨県内の断層帯が静岡県内の県境付近の断層帯と繋がっていることへの懸念を考慮していないものと考えています。
- 青函トンネルの事例については、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事や南アルプスの地質との類似性など、採用した理由の説明が不足しており、参考事例として適しているのかが判断できません。

2 周辺地下水位や南アルプストンネル先進坑の湧水量を含めて、貴社が調査で把握した情報を報告すること。特に、湧水量は常時観測して、関連する情報と合わせて定期的にグラフ等でわかりやすく適切に報告すること。

3 国土交通省を通じてすでにお伝えしているとおり、想定外の場合の緊急報告とその際の対応について、事前に明確にすること。